

総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会（第27回） 議事録

1. 日 時：平成18年1月31日（火）10：00～12：00

2. 場 所：中央合同庁舎4号館 11階共用第1特別会議室

3. 出席者：

【委員】阿部博之会長、岸本忠三議員、柘植綾夫議員、黒田玲子議員
原山優子議員
荒井寿光委員、飯田昭夫委員、稲蔭正彦委員、
竹岡八重子委員、本田圭子委員、松重和美委員、三原秀子委員、
森下竜一委員、横山浩委員、渡部俊也委員

【総務省】 武井俊幸 技術政策課長

【文部科学省】佐野太 研究環境・産業連携課長

伊藤学司 技術移転推進室長

【厚生労働省】林憲一 厚生科学課研究企画官

【農林水産省】高野浩文 先端産業技術研究課長

【経済産業省】中西宏典 大学連携推進課長

安田哲二 産業技術政策課 技術戦略企画調査官

【特許庁】南孝一 特許審査第一部調整課長

荒巻慎哉 総務部 技術調査課大学等支援室長

【内閣官房知的財産戦略推進事務局】

嶋野邦彦 内閣官房参事官

【内閣府】 川本明 内閣府参事官

【事務局】土井俊一 内閣府参事官

【阿部会長】 それでは、時間になりました。まだお見えになっておられない方もおられるようですが「知的財産戦略専門調査会」を開催させていただきます。

久し振りということもございますので、若干、復習も兼ねて申し上げますと、本専門調査会は知的財産の創造・保護・活用や人材育成などについていろいろ御審議をいただいて、御提言をいただいてきたわけでありますが、総合科学技術会議の主たる役割の中で、総理・関係閣僚の出られる本会議におきまして・意見具申という形でとりまとめをするということが一番大きいわけでありますが、併せて知的財産戦略本部の毎年出しております知的財産推進計画、今日も向こうの荒井事務局長が専門委員としておいでになっておりますけれども、そこに私どもの専門調査会の審議の結果を入れていただくということで来ております。

今年も同じようになるわけでありますが、若干、灰色の部分がございます、といいますが、従来、この総合科学技術会議の専門調査会がカバーしていましたが、大学関係あるいは研究関係の深掘り、あるいは人材でもそういう関係が主でありまして、知的財産戦略本部の議論と交通整理をしながら来たわけでありますが、いろいろややこしい問題が出てまいりますと、ときどき、当然のことながらオーバーラップすることが出てまいります。それにつきましては、その都度、私どもの方で知的財産戦略本部と打ち合わせをして、無駄な議論にならないように、しかし、すき間が空かないように、これからもさせていただきますと考えております。

後で事務局から説明を申し上げますが、昨年12月27日に第3期科学技術基本計画の基本政策が決まりました。この中でも、研究開発の成果をイノベーションを通じて社会・国民に還元していくということで、知的財産の関係の施策がかなり盛り込まれているのでございます。

いずれにいたしましても、本年も、今のところの予定としましては、5月に行われます総合科学技術会議の本会議でこちらの専門調査会の意見具申をしたい。それで、6月に入りまして、知的財産推進計画に反映させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

それでは、事務局から資料確認をしてください。

【事務局】 お手元にお配りした資料でございます。議事次第という紙に配布資料の一覧がございます。

資料1は、専門調査会の名簿でございます。

資料2は「知的財産戦略専門調査会運営規則」。平成14年3月14日に定めたものでございます。

資料3は「『科学技術基本政策』の要点」でございます。

資料4は、お手元でございます白表紙でございます、資料番号が付いてございませんが「諮問第5号『科学技術に関する基本政策について』に対する答申」でございます。

資料5は「今後の進め方について（案）」。

資料 6 は「知的財産戦略についての取組みの状況及び今後の方針について（案）」でございます。

資料 7 は、文部科学省提出資料。

資料 8 は、経済産業省提出資料。

資料 9 は、特許庁提出資料。

資料 10 は、厚生労働省提出資料。

資料 11 は、農林水産省提出資料。

資料 12 は、総務省提出資料。

資料 13 は、本日御欠席の秋元専門委員からの提出意見でございます。

以上でございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。もし欠落がありましたら、事務局の方にお申し出いただくということにして、進めさせていただきます。

久し振りに専門調査会を開かせていただいておりますが、一部のメンバーに変更がございます。事務局から御紹介ください。

【事務局】 先ほど御紹介しましたが、資料 1 に名簿を載せてございます。

総合科学技術会議の方では、松本和子議員と吉野浩行議員が退任され、1月6日付で庄山悦彦議員と原山優子議員が就任されました。原山議員は、昨年まで本専門調査会に専門委員として御参加いただいておりますが、この1月からは議員として御参加いただくこととなります。

事務局では、1月に丸山政策統括官が就任いたしました。本日は遅れての出席となります。

本日、総合科学技術会議議員では薬師寺議員、庄山議員、黒川議員が御欠席、専門委員では秋元専門委員、澤井専門委員、野間口専門委員、平田専門委員が欠席でございます。井上専門委員と竹岡専門委員は遅れて出席と聞いております。

また、本日、関係省庁の方にオブザーバーとして出席していただいておりますので、御紹介申し上げます。

総務省から、武井技術政策課長。

文部科学省から、佐野研究環境・産業連携課長、伊藤技術移転推進室長。

厚生労働省から、林厚生科学課研究企画官。

農林水産省から、高野先端産業技術研究課長。

経済産業省から、中西大学連携推進課長、安田産業技術政策課技術戦略企画調査官。

特許庁から、南特許審査第一部調整課長、荒巻技術調査課大学等支援室長。

内閣官房知的財産戦略推進事務局から、嶋野内閣官房参事官。

以上でございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。それでは、議事に入らせていただきます。

議事次第の1番目「科学技術基本政策について」であります。

先ほど、あいさつのところで申し上げましたように、12月27日に第3期基本計画の基本政策が決定されました。その中身の御報告について、基本政策担当の川本参事官から説明をいたします。お願いします。

【川本参事官】 川本でございます。資料は、資料3でございます。今、阿部会長の方から御紹介のありました意見具申というのは、この白表紙の、資料番号は振っておりませんが資料4でございます、その1枚紙の要約でございます。

「『科学技術基本政策』の要点」ということで、昨年12月27日に政府に総合科学技術会議の方から意見具申をされたわけでございますけれども、基本政策専門調査会という専門調査会、阿部会長が会長をされておりますが、そこで約一年間の議論を重ねまして、意見具申ということになりました。

現在、この意見具申をもとに政府の方で、今度はボールが政府の方にありまして、第3期の基本計画を閣議決定するというところで作業をしているということでございまして、基本的には、この基本政策のとおり基本計画が年度内にでき上がるようになっております。

中身でございますが、この1枚紙を見ていただきますと、非常に簡単に御説明させていただきますけれども、まず「1. 基本理念」ということでございます。

この左側の、に第3期の基本姿勢ということを書いてありますが、2つの大きな基本姿勢で第3期基本計画を動かしていこうということで、まず左上のところですけども、社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術を目指す。

それから、人材育成と競争的環境を重視する。モノから人へ、機関における個人の重視というのを旗印として、この5年間、政策を進めていこうということでございます。

全体の予算の枠組みということで、政府研究開発投資の第3期期間中における投資の総額を明示いたしまして、これは一定の前提があるわけでございますが、約二十五兆円というものを、厳しい財政事情の中ですが、科学技術を重視する国の姿勢を明確にするということで、こういった資源を投入していくという姿勢を示しております。

右側にまいりますが、同時に、政策目標をきちんと明確にしようというのが第3期基本計画の一つの大きな柱でございまして、政府研究開発投資が何を目標しているのかを明確にしていくということでございます。

目標を黄色い箱の中に、国民にもわかりやすい科学技術投資の目標ということで、目標1～目標6までを掲げておりまして、今後はこういった目標に向けて投資を行い、成果を検証していくということにしております。

それから、大きな計画の柱の中に「2. 科学技術の戦略的重点化」というのがございます。この左の真ん中の箱の中でございますが、これは先ほどの約二十五兆円というような投資の総額を掲げましたが、それをどうやって効果的に使っていくかということでございます。

その考え方としては、2つの大きな柱で、1つは基礎研究を推進する。この基礎研究の推進の考え方としては、多様性を確保して着実に推進する。

それから（２）にございますが、もう一つは政策課題対応型の研究開発の投資というものについては重点化を行うということでございまして「重点推進４分野」「推進４分野」ということで、資源配分の優先度を明示しております。

そして、更に、その分野の中でも、重点を置いて投資するところはどこかということ、
「分野別推進戦略」を各分野ごとにつくるということでございます。この「分野別推進戦略」につきましても、現在、策定作業中でございます。年度内に基本計画と併せて戦略を定めるということでございます。それが「２．科学技術の戦略的重点化」でございます。

その右側に「３．科学技術システム改革の推進」ということで、システム改革につきましてはいろいろな項目がございまして、詳しくは白表紙の方でいろいろ書かれておりますが、非常に説明しやすいということで、これだけが重要だということではないんですけれども、赤字のところ注目していただきますと、まず「（１）人材の育成、確保、活躍の促進」ということで、若手の研究者の自立支援ですとか、あるいは女性研究者については採用の数値的な目標を定めて促進していこうということ。

「（２）科学の発展と絶えざるイノベーションの創出」というところでは、競争的資金について制度改革を引き続き進めるということ。

大学の競争力の強化ということで、世界トップクラスの研究拠点を３０程度つくるという目標の下に強化を進めるということ。それから、地域の大学の活性化も一定のプログラムをつくって進めていくということでございます。

更に、研究費が有効に、無駄遣いのないようにデータベースを整備していくということ。

それから、（２）の一番下のポツですけれども、円滑な科学技術活動あるいは成果還元という上で、お金の配分の問題だけではなくて、制度・運用の問題としてボトルネックがいろんなところにあるという認識でございまして、そういうことについても、特に総合科学技術会議がこれからは意見具申等をやっていこうということでございます。

それから「（３）科学技術振興のための基盤の強化」ということで、これもさまざまな施設の整備ですとか、知的基盤の整備を進めていくということをやっております。

「（４）国際活動の戦略的推進」については、アジア諸国とのハイレベルでの政策対話を進めるということを明示しております。

あと「４．社会・国民に支持される科学技術」という一つの大きな柱でございまして、この辺についてもさまざまな取組みをしていくということを書いております。

最後に「５．総合科学技術会議の役割」ということで、引き続きこういった施策を全般的に政府の中で進めていくための司令塔的な役割を強化していこうということをやっております。

大体、以上のような内容で第３期基本計画の骨格が定まってきているということでございます。

以上でございます。

【阿部会長】 ありがとうございました。

全体的な報告をкаいつまんでしてもらいましたが、その中で、知的財産関連部分について土井参事官から報告してもらいます。

【事務局】 今、川本参事官の方から御紹介いただきました資料3の「3. 科学技術システム改革の推進」の中に知的財産関係が多々盛り込まれてございますので、お手元の資料4の白表紙の方で、私の方から関係箇所を御紹介いたします。

まず、人材関係では21ページでございます。上から3行目「知的財産・技術経営等に係る人材の養成」。科学技術の成果を知的財産として戦略的に取得・活用できる人材や、技術と経営の双方を理解し研究開発を効果的に市場価値に結実させる人材など、我が国のイノベーション創出を支える人材が質・量ともに求められていること等々が記載されてございます。

次に、28ページをごらんください。左の のところでございますが「産学官の持続的・発展的な連携システムの構築」という項がございます。

29ページに移りまして、上から3行目「- 産学官の信頼関係の醸成 -」。持続的な産学官連携のためには、企業及び大学の相互理解が不可欠であり、例えば、共同研究成果の帰属、企業ニーズへの柔軟かつ迅速な対応、守秘義務に対する認識の徹底、共同研究に係る不実施主体である大学等の特性への配慮などについて、双方が立場の違いを理解した上で十分に話し合い、問題解決を図り、信頼関係を醸成する必要がある。こういった、昨年の本専門調査会でも議論になった事項を掲げてございます。

次の「- 大学等の自主的な取組の促進 -」でございます。ここにも4行目に、利益相反のマネジメントに関する仕組みの整備など、こういった点も記載されております。

次の「- 大学知的財産本部や技術移転機関(TLO)の活性化と連携強化 -」。これも本専門調査会と非常に関係する部分でございます。

また、下から2行目「- 知的財産活動の円滑な展開 -」ということで、ここには特許出願費用などの知的財産活動のための費用の問題を記載してございます。

ページを飛びまして、37ページでございます。後半部分の「(3) 知的財産の創造・保護・活用」。

ここには、まず1つ目の括弧といたしまして「大学等における知的財産体制等の整備」。この専門調査会でも、これまで多々、発明等の機関一元管理を始め、知的財産に関する体制の整備やルールづくりの提言をしてまいりました。こうした問題や知的財産に関する紛争の解決といった点を指摘してございます。

38ページに移りまして「知的財産活動の推進」でございます。国際競争力の源泉となるすぐれた研究開発成果は、特に基本特許として国内外で効果的に権利取得し活用することが重要であること。

そのため、企業に対しては、量から質への特許戦略の転換であるとか、あるいは大学についても、国内外を問わず適切に権利を取得、活用していくこと。また、特許情報の検索システムの整備、あるいは大学での試験研究における他者の特許の円滑な使用など、ラ

イフサイエンス等の先端技術分野が抱える知的財産の諸問題についても制度や運用の整備を図ること。

次の括弧にまいりますと「知的財産による地域の振興」でございまして、これも昨年、この専門調査会でも議論いただきましたが、大学と地域企業、地方公共団体、地域の研究機関との連携強化等々を掲げてございます。

以上でございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。

以上、報告をちょうだいいたしました。第3期基本計画は今年4月からの5年間のものでありまして、これはあくまでも基本政策ですので、4月以降、具体的な施策としてきちんとしたものをいろいろ議論しながらつくっていくことが必要でございます。平たく言えば、魂をきちんと入れていくということだろうと思います。

今日は、御報告でございますので、あるいは御質問があるかと思いますが、進行上、次に移らせていただきます。

2番目の議題「今後の進め方について」でございます。事務局から、資料5について説明してください。

【事務局】 お手元の資料5でございますが、本専門調査会の今後の進め方についての案でございます。

「1. 今後の課題」としまして、(1)(2)(3)が書いてございますが、総合科学技術会議ではこれまで4年間にわたり、毎年「知的財産戦略について」をとりまとめて意見具申を行ってまいりました。

(2) こうした取組みにより、大学では知的財産に関する体制やルールが整備されるなど、知的財産活動が着実に進展してきましたが、今、御紹介しましたように、第3期科学技術基本計画のための科学技術基本政策、ここでも知的財産の創造・保護・活用に関し、さまざまな課題に取り組んでいくということが示されておりまして、その具体的方策を検討するというところでございます。

2. が「主な検討内容」でございます。

(A) は「知的財産戦略についての取組みの状況及び今後の方針について」。これは追って資料6で御説明いたしますが、知的財産基本法の附則第2条で「政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」という規定がございまして、本専門調査会も知的財産関係についてこれまで取り組んできたわけでございますので、この基本法に基づくレビューをお願いするというところでございます。

(B) は、これまで4年間と同様に、2006年度の「知的財産戦略について」を、先ほど御紹介しました科学技術基本政策に示された事項を中心に検討いただくというところでございまして。

(1) 知的財産を活用した産学官連携の推進

(2) 優れた知的財産創出のための取組み支援

(3) 知的財産による地域の振興

(4) 知的財産に係る人材の養成

こういった、先ほどの基本政策の中に盛り込まれた事項の項目を掲げてございます。

また、(C)でございますが「研究における特許使用円滑化について」でございます。昨年、本専門調査会で、この問題に取り組むためにプロジェクトチームを設置して検討するということを決定いただきました。これまで5回のプロジェクトチームの開催を行い、本年1月20日には実務的問題を検討するためのワーキングを開催しておりますので、この結果がとりまとめられた段階で、また御報告させていただくというふうに考えております。

3 . は「検討スケジュール」。別紙でございますけれども、本日が27回。

28回は、(1)の3年レビューを本日に引き続き行っていただき、(2)(3)、先ほど申しました基本政策に盛り込まれている事項の最初の2つについて検討を行い、第29回は地域と人材関係の検討を行っていただく。

また、4月、5月は、現在、日程調整中でございますが「知的財産戦略について」のとりまとめの議論を進めていく。こういうふうに考えております。

以上でございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。

今、説明がありましたように、今後の進め方ではありますが、1ページの2 . の(A)は、先ほどの知的財産基本法に基づく仕事でございますして、知的財産戦略本部との連携でございます。

(B)(C)は、基本政策に書いてある項目を並べたことでありまして、その前は、ここで御議論いただいて、昨年のお決めいただいたものをそのまま持ってきているわけでございます。

こんなことで、今年は進めていきたいと思いますが、御承認をいただければありがたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

【阿部会長】 では、中身については、その都度、またいろいろ御議論をいただきたいと思っております。

それから、今ありましたように、特許使用円滑化についてはワーキンググループでやっておりますので、渡部先生に座長をしていただいておりますが、固まりましたら、ここにいずれ上がってくると思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議題3に入らせていただきます。

3番目の議題は「知的財産戦略に関する取組みの状況及び今後の方針について」。まず、事務局から説明してください。

【事務局】 お手元の資料6でございます。

「1 . はじめに」というところは、資料5と同趣旨のことが書いてございますので説明

を省略させていただきますが、先ほど御紹介しました知的財産基本法のレビュー、1ページの真ん中辺りの「参考」というところに根拠規定を挙げてございます。今年度、知的財産戦略本部において、この施行状況の検討等が行われるわけですが、本専門調査会におきましても、こうした政府全体での検討に資するとともに、今後の知的財産戦略をより円滑かつ効果的に推進するため、これまでの取組みについて検討を行うということでございます。

2. は「主な施策の取組みの状況」でございまして、(1)から(14)、過去に取り組んできた知的財産戦略について関係する事項を挙げてございますが、これはよりわかりやすくするために参考資料を付けてございます。この資料6の一番最後のページに、A3の折り込みの資料1枚紙が付いておりますので、ごらんください。

本専門調査会、2002年12月、2003年6月、2004年5月、2005年5月と4回にわたって「知的財産戦略について」という提言をしております。

全体を御紹介しますと、黄色の部分が「大学等における知的財産の創出・管理・活用」でございます。

オレンジの部分が「先端技術分野における知的財産の保護と活用」。

水色の部分が「知的財産関連人材の戦略的育成・確保」。

緑の部分が「地域その他」でございます。

一見しておわかりのように、大学に関連する問題を特に多く取り上げてございますが、ポイントだけを申し上げますと、一番上の行にございますように、機関帰属の原則について一貫して提言を行ってきて「取組み状況」の欄にございますが、国公私立大学等のうち約四割の187校で機関帰属の原則が採用された。

あるいは契約関係で申しますと、大学における内部規定の整備。その中には、大学知的財産ポリシーの明確化であるとか、研究者流動化に対応したルールの明確化であるとか、不実施補償問題であるとか、学生の位置づけであるとか、利益相反であるとか、大学発ベンチャーの関係であるとか、特許情報の問題であるとか、出願費用の問題についていろいろ取り組んできたわけでございます。

また、オレンジ色の先端技術関係で言いますと、国際標準、特に2003年6月に国際標準関係、その他、先端技術分野における知的財産法制の整備関係といった問題にも取り組んできてございます。

人材関係で言いますと、学校における知的財産教育の推進であるとか、知的財産に関する大学院、大学、学科等の設置の推進であるとか、MOT教育プログラムの促進であるとか、標準人材、知財人材の育成。それから、昨年は知的財産人材育成総合戦略の策定をすべきだといったようなこと。あと、知的財産学の整備・発達といったような取組みを進めてまいっております。

また、地域につきましても、2005年には検討してございます。

詳しい御紹介は省略しますが、こういったような取組みを進めてきたというのがこれま

での状況でございます。

恐れ入りますが、2ページに戻っていただきますと、3.のところでございます。これまでこうした取組みを進めてきたわけでございますが、今後についての基本的な考え方を整理してございます。

最初の のところでございますが、今回の知的財産基本法に基づく3年間の施行状況の検討結果を踏まえて、本年4月以降の3年間は、第1期において実施されたさまざまな改革の成果を踏まえ、さらなる知的財産の活用を展開し、知的財産立国の実効を上げる期間と位置付けられている。

また、本年4月からの期間は、先ほど御紹介しました科学技術基本政策が3月に第3期科学技術基本計画となって策定されるわけでございますが、そこに書かれている知的財産の創造・保護・活用に対する施策を具体的に推進していく期間でもございます。

このため、総合科学技術会議では、研究開発の成果をイノベーションを通じて、社会・国民に還元するために、本専門調査会において、知的財産戦略に関する重要課題について審議を進め、知的財産戦略本部との密接な連携の下で、政府全体として知的財産戦略を進めていくということでございます。

4.は「今後の主要課題」でございます。この項につきましては、先ほど御紹介しました科学技術基本政策に掲げられた知的財産関連の主要事項を整理してございます。

「(1)知的財産を活用した産学連携の推進」でございますが、産学官連携活動が十分な成果を上げていくため、大学知的財産本部やTLOの活動を一層活性化し、効果的なものとしていくこと。また、技術移転に関する知見・ノウハウを最大限活用する観点から、大学知財本部とTLOとの連携を一層強化すること。こうした基本政策に掲げられた事項を要約して書いてございます。

「今後の主要課題」でございますが、これまで専門委員の皆様などに、昨年来、事前にお伺いした問題意識を整理してございます。

は、大学からの特許出願は増加してきましたが、今後は、権利取得だけでなく、それを産業に活用することに重点を置いた取組みを進めるべきではないかということでございます。

は、大学知財本部とTLOとの関係には多様な形態があるが、両者の連携を一層効果的とするため、適切な評価・分析を進め、今後の連携の在り方を検討すべきではないかということ。

は、産学官連携や技術移転の成果は、知的財産人材に負うところが大きいため、今後その育成と確保に努めるべきではないかということ。

は、知的財産ポリシー等のルール整備はかなり進んできましたが、今後も必要な整備は促すとともに、研究者の知的財産に関する認識向上や、知的財産部門の強化に努めるべきではないかということ。

は、共同研究や委託研究を円滑に進めるため、不実施補償などの問題について、産学

官での認識共有を更に進め、柔軟かつ迅速な契約実務につなげるべきではないかということ。

また、4ページの「(2)優れた知的財産創出のための知的財産活動の推進」でございます。

四角囲みの中は、科学技術基本政策の要点でございますので省略させていただきます。「今後の主要課題」を御紹介いたします。

は、大学やTLOでは、事業化やライセンスに結び付く発明を優先して出願する傾向が強く、将来的に基本特許となり得るような発明に対する対応が不十分ではないか。

は、大学における研究においては、特許情報が十分に活用されておらず、研究の効率化や紛争の予防のために、より効率的で安価なアクセス環境の整備を進めるべきではないか。

は、先ほど御紹介しました研究における他者の特許の円滑な使用のルール整備でございます。

は、企業関係でございますが、国際的な出願の割合が低く、国内出願の偏重の是正が必要ではないか。また、基本特許の取組強化が必要ではないかということでございます。

(3)は「知的財産による地域の振興」でございます。

「今後の主要課題」としましては、地域の振興のために、大学と地方公共団体の連携を一層強化すべきではないか。また、これまでの取組みの中で、先進的な事例や課題を分析し、連携強化の具体的方策を検討していくべきではないか。

は、地域での知的財産の創造や活用のために、知財の専門知識を持つ人材の関与が不可欠であり、そうした人たちの育成・確保が必要ではないかということでございます。

5ページに移りますと「(4)知財人材の確保・育成」でございます。

「今後の主要課題」。は、知的財産関連人材を質・量ともに更に充実させるため、体系的な知的財産人材育成総合戦略を早期に策定し、その推進を図るべきではないか。

は、知的財産を活用して国際的な事業展開を進めるためには、海外での侵害訴訟や契約に精通し、特許による収益を回収できる能力のある専門人材の育成が急務ではないかといった点でございます。

以上でございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。

御質問等あるかと思いますが、後でまとめてお願いをすることにしまして、本日は関係省庁にお集まりいただいております。各省庁の取組状況の御報告をお願いしたいと思います。

事務局から、各省の御説明の時間をあらかじめお願いしておりますが、できれば議論に時間をより取りたいと思いますので、10%ぐらい節約をしていただくとありがたいと思います。済みません、よろしく申し上げます。

それでは、最初に文部科学省から申し上げます。

【文科省 佐野研究環境・産業連携課長】 研究環境・産業連携課長をしております佐野と申します。よろしくお願いたします。

知財戦略についての取組状況及び今後の方針ということですので、まず、申し訳ございませんが、10ページを開いていただけますでしょうか。10ページに知財戦略本部で決定した平成17年6月というものがございます。これは斜めに線が入っておりますが、他意はございません。

2点ほど指摘があったかと思えます。「大学の知的財産本部を強化する」ということで、国際競争力強化に貢献が期待されるスーパー産学官連携本部を厳選して、その活動支援を強化するということ。

もう一つは「大学知的財産本部・TLOを評価する」ということで、最後の行にもありますが「評価結果を資源配分や制度改善に反映させる」という、この2点かと思えます。

今日は、主にこの2点について御説明させていただきたいと思っておりますが、文科省全体、これまでこういった取組みをしているかというものを俯瞰させていただきたいと思えますので、更にその次の11ページをごらんいただけますでしょうか。

これまで、産学官連携の関係施策はここに書いてあるようなものを中心といたしまして、特許化、実用化、体制の整備の充実というものを行ってまいりました。

1点目は、左上にございますように、特許化支援等ということで、海外特許の出願を支援してまいりました。

2点目は、産学共同シーズイノベーション化事業ということで、これは新しいマッチング事業を来年度から始める予定にしておりますが、これも次のページを見ていただけますでしょうか。

大型のマッチングファンドというものを設けていきたいと思っておりますが、左に書いてあります黄色くなっているところですが、フィージビリティスタディーをきちとした上で、本格的な大型マッチングファンドによる共同研究を実施していきたいと思っております。1件当たり5,000万程度を想定しております。

恐縮ですが、もう一度11ページに戻っていただきまして、3点目は独創的シーズ展開事業ということで、大学発ベンチャーの創出等に努めてまいりました。

下に行きまして、知財本部の充実ということで、後ほど説明させていただきます知財本部とスーパー産学官連携本部というものを選定して推進しております。

その次に、右側ですが、産学連携人材の育成・確保ということで、これは主に企業の出身者の方々をコーディネーター、専門的な人材といたしまして各大学に配置しているところがございます。これにつきましては我々の説明が至らず、2年連続B評価になったわけですが、これは意識改革でありますとか、実践的な知財の連携に大きく寄与していると思っておりますので、今後も引き続きやっていきたいと思っております。

それでは、これが全体なんです。最初の1ページに戻っていただきたいと思えます。大学の知的財産本部整備事業の実施機関でございますが、ここに書いてございますように、

全体で 43 件を中心に推進してまいりました。うち 6 機関はスーパー産学官連携本部ということで選定してございます。わかりにくいのですが、 になっているのがスーパーでございます。

次の 2 ページを開いていただけますでしょうか。

この大学知財本部体制整備ということで、上の方に書いてありますが、これまで新しい体制整備ということ平成 15 年度から行ってまいりました。外部人材の積極的活用でありますとか、外部機関との連携を強化してきたわけでございます。

更に加えて、平成 17 年度からはスーパー産学官連携本部というものを指定しております、そこでこれまでの大学知財本部体制よりも更に強化した形で、何を強化しているかと申しますと、学部・学科の見えない壁を取り除きまして、大学内の研究リソースを集めたしまして、海外の主要大学と伍した産学連携体制の構築を図るということで、先ほどの がありました 6 大学を選定いたしまして、強力に推進していこうというものでございます。

このスーパー産学官連携本部につきましては、9 ページと 13 ページ以降に参考資料として詳しく説明させていただいておりますが、ここでは説明は省略させていただきたいと思っております。

次の 3 ページですが、私ども、科学技術・学術審議会におきまして大学知的財産本部審査・評価小委員会というものを設けまして、この知財本部の中間評価をとりまとめたところでございます。この内容を御説明させていただきまして、今後の方針についても触れさせていただくということにさせていただけたらと思っております。

3 ページには、成果・効果が載っておりますが、6 ページに今後の課題ということで記載させていただいております。

3 ページ目の成果・効果から御説明させていただきますが、これまでの知財本部をつくってまいりまして何が成果があったか、6 点ほど主な点を載せております。

1 番目ですが、全学的な体制は構築されてきたかと思っております。

2 番目ですが、外部の専門人材の積極的な活用も進んできたのかなと思っております。

3 番目ですが、知的財産ポリシーや利益相反のポリシーなど、これは 43 大学すべてにおきましてルールを策定していただきました。

4 番目ですが、学内教職員への普及啓発ということも進んだのではないかという評価をいただいております。

5 番目ですが、これは機関帰属になったわけですがけれども、その機関帰属の出願の決定などの迅速な審査体制はかなり確立してきたのではないかという評価もでございます。

6 番目ですが、OA 化・IT 化を進めまして、知財管理のシステムを導入してまいりました。

このような体制整備ということで、次の 4 ページ、5 ページに特許出願数等につきまして書いてございます。4 ページをごらんいただけますでしょうか。

このような取組み、平成 15 年に知財本部が発足したわけですが、発明の審議件数を見ていただくと、15 年度以降、あるいは特許出願件数に至っては 16 年度にはかなりの増加を見ているということが言えるかと思えます。

更に、5 ページに行きまして、民間企業との共同研究も順調に進んでいるのではないかと考えております。

しかしながら、これは体制整備をしてきた過程におきまして成果が出てきたわけですが、今後の課題も更に出てきているところでございます。

6 ページをごらんいただけますでしょうか。

この評価委員会では、課題と改善点ということで、以下の 7 点を指摘していただいております。

第 1 点目は、発明届出等が増大したことに伴いまして、これは非常にいいことなんですけれども、ただ、増大に伴う審査体制というものがまだまだ不十分であるという指摘です。

2 点目は、大学のポリシー等を踏まえつつ、個々のケースに応じた柔軟な対応をすべきということですが、これはどこの機関でもそうかと思いますが、ルールを一旦つくりますと、それを運用するに当たっては硬直的な運用ということが非常にございますので、これを今後、ケース・バイ・ケースで柔軟に対応していくということが必要ではないかということも指摘されております。

3 番目は、特許出願経費などは本事業の対象外になっているので、確実な措置というのが必要ではないかという指摘です。

4 番目は、やはり知的財産の人材育成というのは今後もきちっと計画的にやっていかなければいけないという指摘です。

5 番目は、蓄積されたノウハウの着実な継承と他大学への普及をやっていくべきということ。これは、次のページで、知財本部は 43 大学ではありますが、その周辺の本部のない大学に対しましても研修会でありますとか、ビジネスショーを開くなどして非常に展開を図ってきたわけですが、まだまだ日本全体としては不十分という指摘を受けているところでございます。

6 点目は、本事業終了後における自立的な体制整備への着手が必要ということと、今後、知財に関する紛争というものが想定されますので、それに対して対応をしていかなければいけないという指摘を受けてございます。

このような指摘を受けまして、私どもも今後 3 点を中心に進めていきたいと思っております。

まず、スーパー産学官連携本部を更に進めるということと、先ほども申し上げましたように、日本全体の大学の知財推進体制を図るという観点から、推進体制のすそ野を広げていくということ。それと、人材育成を図っていくということでございます。地域振興を念頭に置きながら、今後ともこれをやっていきたいと思っておりますので、総合科学技術会議の御指導を賜りながら、また、内閣府、経産省との連携を密にして行っていきたいと思

いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【阿部会長】 経済産業省、お願いします。

【経産省 中西大学連携推進課長】 経済産業省の大学連携推進課の中西でございます。お手元の資料 8 に基づきまして、簡単に御説明させていただきます。

まず、一般的な話でございますけれども、最初はこれまでの動きでございますので割愛させていただきます、5 ページ目から簡単に触れさせていただきたいと思っております。

大学が独立法人化する流れの中で、我々は当然のことながら、従来 T L O というものを支援してきた中で、大学との連携をますますうまくやっていかなければいけないという課題を我々は認識しております。

そういった中で、次の 6 ページに、現在は全国的に 41 の T L O 承認をされたものがございます、そういう中で実際のパフォーマンスを見てまいりますと、7 ページにありますように、T L O 全体としてのロイヤルティー収入は左のグラフのように確実に上がってきている。平成 16 年度はロイヤルティー収入プラスエクイティーの収入もあるので、若干突出した形になっておりますけれども、トレンドとしてはうまく拡充している。そういった中でも、アメリカと比べるとまだまだな状況ですというのが我々の認識でございます。

8 ページ目以降、先ほどの昨年 2005 年の知財戦略の中にもありましたけれども、現状の評価をしっかりとやりましょうということで民間企業からの評価をまとめてみまして、それを全般的に、オールジャパンでどういうことが指摘されているのかというのを、10 ページをお開きいただきたいと思うんですけれども、大学、産業界、その間に入ります T L O、それぞれのパス、あるいは組織の中に対するコメントが幾つか、我々の調査の結果、これは一応、千二百数十件のデータをベースにこういう分析を、オールジャパンで見るとこういう結果になっているというのがわかりいただけると思っております。

産業界から一言申し上げると、どうしても大学の研究の方、知財本部、T L O、そこら辺の連携が十分取れていないのではないかとというふうな一般的なことがここからわかるのかなと認識しております。

11、12、13 ページは、それぞれ、11 ページ目は大企業、中小企業、それぞれどういうふうに大学の産学連携の体制等々を見ているのかという分析です。大企業よりも中小企業の方がかなり評価してくれているのかなと思っております。

12 ページは、分野別に言うと、やはり医学部・歯学部関係が必ずしも連携が取れていないのではないだろうかという分析結果が出ております。

13 ページのところをごらんいただきますと、民間からの評価といたしましては、結構、国立大学、私立大学もそうですけれども、独立法人化に伴って評価が高くなっているところと悪くなっているところ、両極端、二極分化しているのではないのでしょうか。そういった意味では、評価が個別の大学によってよくやっておられるところとそうでないところが分かれてきているという認識を我々としては持ってきているということでございます。

次に 15 ページをごらんいただきますと、今度は産業界からのみならず、今度は大学から産業界がどういうふうに見えているのかということも併せて評価をしてみましようということで聞いてみました。

一言、ここで申し上げますと、これはちょうど真ん中ぐらいにありますけれども、大学は決して企業の下請けの基礎研究所ではないです。ちゃんとイコールパートナーで協力関係を築けるようにしてほしいというふうなことが言われたりとかしているということを踏まえまして、16 ページ目に、今後、経済産業省といたしましてどういうことをやっていくのかというのをまとめております。

下の枠囲みにありますように「以上の結果より、」ということで、大学に対しましては制度のいろんな整備だったりとか、円滑な運営を大学側にちゃんとやってくださいということとともに、産業界もイコールパートナーとしてともに大学と育っていくというふうな認識を持ってくださいということと、これは下の方に書かせていただいておりますけれども、評価の結果を一応、資源配分等にフィードバックしましょうということで、こういう評価を我々が持っていますマッチングファンドの選定の過程に反映させるというところまで、一応、今のところ進めているという状況になってございます。

時間も押してまいりましたので、大学発ベンチャーで一言。

3 年前に、大学発ベンチャーを 1,000 社つくりますよということで、一応、各般の大学の努力もありまして、昨年 3 月末で一応 1,000 社達成できたということで、今後は、20 ページにありますけれども、できた大学発ベンチャーをしっかりと支援していくような、地域の産業界等々と連携を深めながら、ネットワークで全体の底上げをしていきたいと考えているというところがございます。

22 ページ目以降、人材のことを一言だけ御紹介させていただきますけれども、23 ページ目は、TLO における人材という問題で、下の図 2 というところがありますけれども、TLO のパフォーマンスと、人材の問題としてプロパー化をしているかどうかというのがかなり相関があるということで、ちゃんと自らの人材を育成するという気持ち、具体的なアクション、それと TLO のパフォーマンスでかなりリンクしているようなことがここでおわかりいただけますというのが 1 つ。

更に、大学発ベンチャー。先ほど一言触れさせていただきましたけれども、その中でも結構、研究あるいは科学的なバックグラウンドを持ってられるドクターの方々も含めて、大学発ベンチャーでかなり活躍されているということを我々も認識しております。

だとしますと、25 ページにありますように、若手研究人材のキャリアパスの多様化といったところに対するニーズもかなり高まってきているのではないかという認識を持ってまして、26 ページに、具体的にはということで、これは今年度からですけれども、研究人材のキャリアパスを多様化する支援ツールといたしまして、NEDO の中に産業技術フェローシップというのがあります。

それを、従来は研究者の方が研究の現場に行ってサポートするというフェローシステム

を変えまして、いろんなTLOの場だったりとか、大学発ベンチャー、あるいはキャピタリスト、そういったところで広く活躍される方にもサポートするようなシステムに変えてきているという意味で、人材育成に対する支援も拡大してきているということで、当省の説明はこれで終わりにさせていただきます。

【阿部会長】 ありがとうございます。それでは、特許庁お願いします。

【特許庁 南特許審査第一部調整課長】 特許審査第一部調整課長の南と申します。お手元の資料9に基づきまして、昨年末から産業界に対して量から質への転換というのを要請しておりますが、その内容について御紹介したいと思います。

この量から質への転換ですけれども、先ほどの基本計画にもありましたけれども、基本的には特許審査の迅速化と併せまして、国際競争力の強化という観点から要請をしております。

1ページを見ていただきますと、左のグラフですけれども、ここ近年、我々特許庁で受けるインに対してアウトプットがかなり足りないという状況で、審査着手件数というのを審査請求件数がかなり上回っております。したがって、今年度末には着手できない、いわゆる滞貨というのが80万件に達するという状況になっております。

次の2ページでございますけれども、この量から質への転換につきましては昨年末始まったわけではございませんで、昨年策定されております知的財産推進計画2005で、右側にありますけれども、産業界側に対して「出願・審査請求構造改革の推進」というのが規定されております。

1番目は、経営戦略上、真に必要な特許出願・審査請求を行ってください。これは単に出願するだけではなくて、企業あるいは大学にとってノウハウとして秘匿すべきものはきちっと厳選をして、出願をしないで秘匿するなり、あるいは営業秘密のようなもので管理をするなりという知財戦略を持って取り組んでください。

2番目は、質の高い特許取得の促進ということで、質の高いものを重点的に審査請求して、特許取得をしてください。

あと、既に出されているものでも、既に不要になったものとかそういったものがかなりあると考えられておりますので、出願取下・放棄制度を利用して、これが現在、既に審査請求されたものを取り下げますと、審査請求より半額返還するという制度がありますので、こういったものを活用して不要なものは取り下げたいというキャンペーンを行っております。

次のページでございますけれども、そういった中で、先ほどのような非常に危機的な状況でございますので、昨年末に経済産業大臣を本部長とします特許審査迅速化・効率化推進本部というのを立ち上げまして、今年、この1月17日に、官民挙げて取り組むべき行動計画というのを策定しております。特許庁側としては、当然ながら審査迅速化に邁進しなければならないということで、下に掲げております迅速化の目標と、効率化の目標というのを策定しております。

併せまして、次のページでございますけれども、左下の 2 . でございますけれども、産業界に対する取組みというのもここで規定しております。

世界的視野での出願戦略。これはグローバル出願 3 割を目指していただきたい。

出願内容の事前チェックを徹底していただいて、現在の拒絶になる黒星率を 2 割カットするような審査請求の厳選をお願いしたい。

あと、知財について一元的に管理する社内責任者を設置してもらいたいというような要請をしております。

こういった要請をする一方で、これを支援するような制度として、右上でございますけれども、今後さまざまな支援策を講じていきたいと思っております。

まず、民間側の先行技術調査能力の向上ということで、まず、この 3 月に、これは大学研究者、大学知財本部、T L O 向けの職員に対してサーチ能力を上げるような研修を実施する予定にしております。それから、6 月には企業の知財部員向けに同様の研修を行うことを、今、計画しております。

続きまして、5 ページですけれども、現在、日本における出願構造がどのようになっているかということですが、一番左ですけれども、研究開発の結果、内国人、我が国で出願されているものは年間 37 万件ございますけれども、そのうち約半分が審査請求をされ、そのうち約半分が特許になります。

更に、海外でも出願して、海外で特許になるものは、そのうちわずか 3 ~ 4 万件ということです。したがって、37 万件のうち 3 ~ 4 万件以外のは、基本的に特許制度というのは公開が原則ですから、海外に特許の内容が流出といいますか、無償で公開されているということで、現に中国の有名な企業においては日本の公報を検索して、低コストで非常に性能のいい製品を開発しているというようなことも現にあると聞いております。

この構造の分析ですけれども、6 ページの左でございますが、我が国で出願されているもののうち、海外に出願されているものは 18% でございます。これに対して、アメリカの出願人は出願の 44% を海外に出願しております。ヨーロッパでは 60% ということです。

その下でございますけれども、1 出願当たりの研究開発費。我が国の 4,000 万円に対して、米国は 1 億 7,000 万円、欧州では 3 億 2,000 万円ということで、これは必ずしも日本の研究開発効率が高いというわけではなくて、非常に小さな出願まで出願しているという表れではないかと思っております。

こういったことから、技術流出の観点も含めて、より必要な、海外に出願する率を 3 割まで上げるように出願を厳選していただきたいという要請をしております。

次のページですけれども、早い結果が出れば、その結果をフィードバックして、より有効な研究開発に、その研究開発投資をまた回せる。あるいは出願人側がきちっと先行技術調査を行えば、やはり適切な研究分野に研究費を投入できるということになります。

そういったことから、きちっと社内での調査体制を整備していただきたい。それによって、結果的に黒星率、拒絶になる率が 2 割削減となるような審査請求の厳選をお願いして

いる次第でございます。

8 ページですけれども、これは社内で事業戦略、研究開発戦略、知財戦略を三位一体できちっと管理をしていただきたいということを要請しております。

9 ページは、今の要約ですので、省略させていただきます。

他方で、大学の出願状況がどうなっているかということで、先ほど文科省さんからも御紹介がありましたけれども、左が特許出願件数です。ここ数年で飛躍的に上がってきております。

赤い折れ線グラフでございますけれども、これが先ほど御紹介したグローバル出願の比率ということで、大学におきましては日本の出願全体の 18% を上回る 24% が海外に出願されております。

それから、右の審査請求件数ですが、これは出願件数の増加に伴って、近年増えてきているところでございます。

次のページでございますけれども、そういった中で特許率、実際に審査に至って特許になる率はどのぐらいかという、全体平均が 49.5% でございますけれども、大学におきましては 60% ということで、全体平均よりは好成績になっております。

これはきちっとした分析ではありませんけれども、これまでは限られた知財関連予算の中で、大学側も非常に絞って出願をしてきた結果ではないかと思っております。今後、大学の知財マインドがどんどん高まる中で、出願件数、審査請求件数が増加してきてくるかと思っておりますけれども、そういった中で、これまでと同様にきちっと精査をしていただくような体制というのも必要ではないでしょうか。

あと、冒頭で御説明しましたが、やはり特許を取る以上、海外でもきちっと保護されないと、これは技術流出になるといいますか、海外では模倣し放題ということになってしまいますので、この知財関連予算のうちで海外での出願経費という予算的な手当てというものも是非お願いをしたいと考えております。

最後になりますけれども、これまで大学の知的財産活動に対して、特許庁でもさまざまな支援を行っています。発明の創出段階から技術移転に至るまで、さまざまなフェーズでいろいろな施策を展開しております。それを御紹介している俯瞰図でございます。

13 ページは「人材育成に関する特許庁の取組」ということで、初等教育から大学あるいは社会人に対して、これもさまざまなフェーズで、さまざまな教材を使って、いろいろな人材育成を支援させていただいております。

それぞれの施策については、その下に参考資料としてお付けしております。詳細な説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

【阿部会長】 ありがとうございました。それでは、次に厚生労働省お願いします。

【厚労省 林研究企画官】 厚生労働省厚生科学課の林と申します。資料 10 に沿いまして、厚労省における研究成果の活用に向けた取組みについて御報告をさせていただきたいと思

います。表紙をめくっていただきまして、2ページでございますが、厚労省はここに示された国立試験研究機関、国立高度専門医療センター等を所管しておりまして、これらの機関における知的財産の創出の促進・活用を図るために取り組んできたところでございます。

次の3ページでございますけれども、その中でも、特に知的財産の創出、産学官連携が期待されております独立行政法人医薬基盤研究所について御紹介をしたいと思います。

上の方に黄色い枠で囲ったところ「医薬基盤研究所とは」というのがございますけれども、その(3)、医薬品等の開発に関する基盤技術の推進拠点として昨年4月に設立されたものでございます。

(4)ですけれども、それまでは創薬支援に関わる部門が規制部分と、一部一緒であったところもあったんですけれども、そこから切り離しまして、この基盤研究所の方に一元化しました。

(5)でございますが、BT戦略大綱に基づき、生物資源部門も集約・統合化を図っております。

その下の絵にございますように、基盤的技術研究、生物資源研究、研究開発振興。この技術、資源、資金の3本柱の提供によりまして、企業、試験研究機関、大学等と連携を図って創薬を支援しているというものでございます。

4ページをごらんいただきたいと思っております。

一方、厚生科学課では、知的財産に係る関係規定を整備いたしまして、厚労省所管の研究機関等に平成15年3月に通知しております。その中で、ここにございますように、職務発明規定、補償金規定、技術移転事業認定要綱等の規定を整備しております。

5ページでございますけれども、産学官連携の促進に関しても委託研究規定ということで、日本版バイドール条項を導入したり、共同研究規定、受託研究規定を整備したりということをしております。

6ページでございますが、今、申し上げました認定要綱に基づきまして、これも15年5月に財団法人ヒューマンサイエンス振興財団を厚労省のTLOとして認定いたしております。

次の7ページが、そのヒューマンサイエンス振興財団の概要です。のところに、これまでの特許出願件数をお示ししております。

最後に、8ページでございますけれども、厚労省の研究機関におけます技術移転の事例ということでございますけれども、昨年、国立循環器病センターで発明されました「心筋梗塞動物モデルの作製方法及びキット」というものが、民間企業と特許権の実施権許諾契約が締結されております。こういったケースがだんだん増えてくると思っておりますけれども、今後、各疾患の研究にこういった取組みが寄与することを期待いたしております。

簡単ですが、以上でございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。それでは、農林水産省お願いします。

【農水省 高野先端産業技術研究課長】 農林水産省の先端産業技術研究課の高野と申します。よろしくお願いいたします。資料 11 に沿いまして、農林水産省の取組みにつきまして御報告申し上げます。

まず、資料が前後して恐縮でございますが、4 ページをごらんいただきたいのでございます。

農林水産省の所管しております試験研究機関といたしまして、この4 ページの図の下の方にございますような独立行政法人がございます。研究者が約三千名おります。こういった試験研究機関の有します知的財産につきまして、私どもで担当いたしております。

1 ページに戻っていただきまして、昨年平成 17 年 3 月でございますが、私ども農林水産技術会議におきまして農林水産研究基本計画といったものを定めております。この計画は、農林水産研究が目指すべき社会的貢献の在り方ですとか、あるいは今後 10 年程度を見通して取り組むべき研究開発の重点目標といったものを定めたものでございますが、この基本計画の中におきましても知的財産の創造、確保及び活用が重要な要素であるということをおうたっております。主なポイントは下にあるとおりでございます。

次に、2 ページ目、3 ページ目に載せておりますのが、先ほど御紹介いたしました試験研究機関が有しております知的財産権の状況でございます。2 ページに特許権、3 ページに品種登録等について載せておりますが、ごらんいただければ幸いです。

そこで、また 4 ページでございます。先ほど御紹介いたしました私どもの試験研究機関の有する知的財産権を民間に移転するための T L O といたしまして、農林水産技術情報協会といった公益法人を、平成 15 年 6 月に農林水産大臣として T L O に認定をいたしております。

その T L O の実績でございますが、5 ページでございます。15 年 6 月以降、活動を開始しておりますので、その実績を載せておりますけれども、15 年度は 5 件、16 年度は 62 件、17 年度は途中までですが、51 件の許諾特許件数になっているところでございます。

そして、6 ページでございます。「産学官連携を通じた知的財産の有効活用」ということで、全国レベル及び地域レベルにおきましての取組みをいたしております。

全国レベルといたしましては、17 年 10 月 6 ～ 7 日にかけて、東京国際フォーラムにおきまして「アグリビジネス創出フェア」といったものを行っておりますが、これは今回が 2 回目の取組みでございます。5,000 名超の参加者をいただいたところでございます。

また、各地に地方農政局等がございますので、そういった地域レベルでの取組みも進めております。ここにお示ししておりますような関係者の懇談会といったようなものを設けているところでございます。

こういった取組みを通じまして、産学官連携を進めているところでございます。

以上でございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。それでは、総務省お願いします。

【総務省 武井技術政策課長】 総務省の技術政策課長でございます。資料 12 によりまし

て、総務省関係の取組状況を御紹介させていただきたいと思えます。

1 ページ目でございますけれども「総務省の研究開発推進体制」ということで、本省、あとは具体的な研究機関ということでは、1 ページの右の真ん中にございます独立行政法人情報通信研究機構（NICT）。ここがかなり大きなポジションを担っているということございまして、こちらのNICTの方の知財関係の扱いについて、以下、御紹介をしたいと思います。

2 ページ目でございますけれども、NICTにおける研究開発に関する知財の扱いということで、知的財産の取得・帰属、機関帰属等の規定。知的財産の管理の一元化。更に研究へのインセンティブということで、特許実施料の35%支給を始めとするインセンティブ規定。こうしたものを整備して推進してきているという状況でございます。

更に、技術移転という面では、3 ページでございますが、後で御説明いたしますTLOといったものを整備して、プロとして技術移転活動を促進するとともに、発明者自身によるベンチャー起業の支援といったこともいろいろ制度を整備してきているということでございます。

なお、本年4月から非公務員化に伴いまして、更に兼業とかといった形でベンチャー起業の支援等を促進してまいりたいと思っております。

4 ページ目は、総務省関係の認定TLOの概要でございます。財団法人のテレコム先端技術研究支援センターを平成16年4月に認可いたしまして以降、活動をやってきているという状況でございます。

16年度は初年度で、立ち上がりでございましたので、技術移転の実績はございませんでしたが、17年度は既に何件か、年度内も含めて、今年度中に5～6件ぐらいの移転といったものができるのではないのかということで、今、その状況を見守っているということでございます。

以上、簡単でございますが、総務省関係ということでございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。大変御協力をいただきまして、感謝をいたしております。

それでは、各専門委員からの御意見をいただきたいと思います。事務局からの説明と、各省庁からの説明をもとに、主として今後の進め方につきまして各専門委員から御意見をいただきたいと思います。

各省にも時間制限をお願いしましたので、誠に恐縮ですが、お一人3分ということでお願いしたいと思います。荒井専門委員から口火を切っていただけますでしょうか。お願いいたします。

【荒井専門委員】 今回、総合科学技術会議の皆さんが阿部会長の下で精力的に御審議されて、5年間で25兆円という具体的な研究開発投資額が入った科学技術基本政策が決まったということは大変素晴らしいことだと思いますし、国家にとっても大事なことだということで、心から敬意を表したいと思います。その科学技術投資が有効に生きるようにする

ということが国民的な課題でございますので、知的財産の観点からも投資の成果が上がるようにいろいろ貢献していくための議論をしたらいいと思っております。具体的には、従来からの議論はございますし、分野によっても違いますが、特許のデータベースを有効に活用するか、パテントマップを有効に活用することによって研究テーマの選定や、研究の進め方に役に立つということもあると思っておりますので、こういう点についても従来以上に御議論していただいたらいいのではないかと考えております。

【阿部会長】 ありがとうございます。

もし、お手が挙がるのであれば。

では、竹岡専門委員、お願いします。

【竹岡専門委員】 早く出なければいけないもので、申し訳ございませんでした。ちょっと意見を言って、言い逃げになってしまうかもしれません。大きく分けて、3点に分けてお話ししたいと思います。

第1点目は、利益相反マネジメントのことです。去年『日経ビジネス』で「虚妄の大学発ベンチャー」というものが売り出されまして、非常に議論を呼んだところだと思っておりますが、あれを読ませていただきまして、まだまだ産学連携活動に対する理解がなかなか得られないと思いました。

ただし、非常に大事なのは、例えば、あそこにNEDOとかの記事が書かれていたんですが、利益相反マネジメントの問題が実はかなり観点としてはあるんだけど、そういうマネジメントを大学がどの程度しているかという観点からの記載が一切なかったんです。やはり思いましたのは、まだまだ宣伝が足りないと思いました。

1つ、アメリカのNIHのように公的な研究資金を出すときに、当該研究者と企業との間に何らかの利益関係があるのであれば、グラントを出すときに、おたくの大学はどのような利益相反マネジメントをしていますかという質問項目が入っています。あれをそろそろ、日本の場合も検討する必要があるのではないだろうかというふうに、あの記事を読んで思いました。もし、それが入っていれば、グラントで出す側も公明正大だということが言えるし、ちゃんと研究資金を受けている側も公明正大にマネジメントをしていると言える、反証ができるというふうに、去年あの記事を読んで非常に思いました。

2点目です。共同研究が非常に件数も増えて充実してきているんだと思います。それは経済産業省さん、文部科学省さんのおっしゃるとおりだと思います。なぜ、アメリカの大学にこれだけお金が行っているかという比較がありました。今度は企業側から見ると、やはり大学と共同研究をやる時にどのような成果が出てくるかというところに今後もう少しシフトした方がいいのではないかと。

今、とりあえず共同研究をする体制とか、知的財産権を出す体制とか、その体制づくりだったんですけれども、次は多分、成果を出す研究を共同して進める体制づくり。そのためには、何をさておいても、やはり日本において研究人材という、去年の提言の中で1つ、大学の学生の位置づけというのが頭出しで出ていると思っております。つまり、実際に共同

研究においては、ポスドクと言われている人たちを含めて、やはりそういう地味な研究をする人たちが欠かせないわけですが、現状はその人たちに対して十分な基本的な経済的リターンがない仕組みで、それは企業側に理解をしていただいて間接経費の問題になってくるわけですけれども、共同研究費を増額していただく。このところについては、十分に共同研究においての成果を出すための企業側の費用の負担というところはやはり言ってもいいのではないかと思います。

それから、成果を出す研究体制づくりというところでは、2点目で言いますと、やはりどうしても思うのは、例えばホンダとかがジェットエンジンの開発をして、ボーイングが何かにホンダのエンジンを付けて飛ばす。あれはアメリカの大学でやっているんです。あれを日本の大学ができるかということです。あのために企業は巨額の研究費を出すんです。

それは何を意味しているかということ、海のものとも山のものともわからない段階では企業側はそんなにお金は出せないけれども、これはかなり成果に結び付いていくというところであれば、企業はお金を本気で出すというのがあるんです。ところが、日本の大学とか、あるいは公的研究機関がどこまで踏み込めるかというのは、今度は大学とか公的研究機関側で常に議論になるところで、つまり、これは本来、国がやるべきことではないとか、あるいは要するにミッションとしてここまでやってはいけないのではないかと議論がやはりどうしても出てくるように私は思います。このところは、もう少しミッションとしてもう少し前に行ってもいいんだというようなところを独立行政法人や国立大学法人に関する法律の解釈として出してもいいのではないかとと思うところです。

成果を出す研究体制づくりというところの3点目で、やはり引き続き大学知財本部、特に人材面への支援というのは非常に大事なので、やっていただきたいと思います。

3点目。特許庁さんがおっしゃったことを今日初めて読ませていただいて、非常に共感するところが多かったです。特に、特許に結び付かない出願をがんがん出していくことによって、中国とかに教えまくっているのではないかと。全くそのとおりだと思います。ところが、これは非常に根深いものがあるって、企業の中では研究者とかを評価していくときに数で評価する。特許を出せば、その人が評価されるという慣行が根深くあるので、ここはやはり数ではない。出願なんて分割出願でもすれば幾らでも数はいっぱい増やせるわけですから、数で評価してはいけないというのはやはりすごく言っていただきたいと思います。

もう一つ、今度は大学側で言えば、やはり大学を評価するときに特許の数を出すのは絶対にやめていただきたい。これは将来的に、大学に対してボディブローのように逆の効果を及ぼすと思います。

つまり、数さえ出せばということになれば、それがくずのような特許であったとしても、お金を使って、貴重な財源を使って特許を出すことになります。特許というのはやはりすごい費用がかかりますので、例えば人材とかのところに投入しなければいけない資金をど

ここに配分するかというときに、数で評価する仕組みをつくってしまいますと、どうしてもそこに行ってしまうから、それはやはり大学にとってもよくない。もし、数で評価するのだったら、出願件数で評価するのではなくて、特許査定された件数で評価していただくのであれば私はとてもいいと思うんですが、この3点は述べたいです。

それで、秋元専門委員の方からライフサイエンスの件がございまして、私もこれはとても大事な点だと思いますが、これは秋元専門委員の資料がございまして、私の方からは割愛させていただきます。

どうもありがとうございました。

【阿部会長】 ありがとうございます。

秋元専門委員の資料は、後で事務局から紹介してもらいます。

それから、先生が言われたことの幾つかは、私は講演でよく言っていることですので、賛成すべきことが幾つか入っていますが、後でまた御議論があらうかと思えます。

では、次にほかの方をお願いします。

どうぞ、三原専門委員をお願いします。

【三原専門委員】 今後の主要課題について、3点ほど意見を述べさせていただきます。

まず、1点目は、不実施補償の件なんですけれども、企業の立場から発言させていただきます。

不実施補償の問題について、知的財産協会の方でいろいろ入ってきている情報なんですけれども、一律に法的に対応しようかというふうな話が漏れ聞こえているようなんです。

私の帝人もそうですけれども、最近はメンバー企業の中でも大学とフランクにお話ししたり、そういう機会を積極的に設けることによって、ここに書いてありますような柔軟で迅速な対応がだんだん取れてきているというふうに聞いています。一律に何か法改正とかをするのではなくて、従来のスタンスで臨んでいったらいいのではないだろうかというふうに1つ感じました。

2つ目は、今後の主要課題の中の知的財産活動の推進の大学の研究を自由に使用するというルールづくりの話なんですけれども、この政府の資金に基づく特許権、最近、新聞の記事にも載っていましたが、大学同士で自由に使えるようにルールをつくるということについては勿論賛成なんですけれども、企業が特許権を保有するという場合もありますね。そういう場合において、企業が保有している特許権を大学が自由に使えるということについては、企業は必ずしもそれでいいというふうには考えていないところが多いということを1つ意見として発言させていただきます。

最後に、人材育成に関する話なんですけれども、今後の主要課題で体系的な総合戦略を早期に策定することに賛成です。その際に、最初に会長からも話がありましたように、すき間なく行き届くというふうな観点から、民間がやるもの、官がやるものというのをきちんと役割分担して進めていかれてはいかがでしょうかというのが企業サイドの意見です。

最後に、今回、特許庁さんの意見の技術流出の話がありましたけれども、ここでくどくど

申し上げますけれども、企業としては必ずしもそう考えていません。

ありがとうございました。

【阿部会長】 ありがとうございました。では、ほかの方。

では、松重専門委員、お願いします。

【松重専門委員】 松重です。私の方は、実は大学の知財本部の世話もしている立場で現在の感想を申しますと、知財については、大学においては、まず第1期は経過したといえますか、つまり大学における知財の機関帰属の方針や管理運営システムの構築はほぼでき、既に第2期になってきているのではないか、と思われま。

その意味は、数字的なものはかなり出てきております。だから、先ほど言われたように、数から質の問題があり、いろんな現場の問題が出てきております。その中で見失ってはいけないのは、やはり知的創造サイクルを形成するという、長期的な視点を改めてしっかりと考えないといけないかなと思います。

1つは財務の問題があります。今、知的財産本部整備事業ということで、大学はかなりお金をいただいているんですけども、その支援はあと2年間です。どの大学も、それ以降財政的にどのように工面していくのか非常に不透明な状態になっています。この財政的な課題は、大学内部の問題でもあると思うんですけども、この会議でも、やはり本論に返って、知的創造サイクルをどう形成し、確立して行くのかの現実論を議論する必要があると思います。

もう一つは、産学連携とか、ベンチャーとかを推進する上で知財が核になるということで、これらとの関連でも議論を深めていったらどうかと思います。

例えば、海外との共同研究では、その事例、また契約額は国内のものに比べてまだ非常に少ないと思うんですけども、その原因として日本の大学の持つ欠点はまだあるのではないかと。守秘義務であるとか、知財の取扱いとか、契約書の内容とか、知財に関する改善点があるいろいろな課題を具体的に解決し、見本となるような事例をつくっていくということを通して、大学全体での知財の重要性の認識を深めるということがあると思います。

先程、大学内での財政的な懸念を言いました。最近、間接経費を一部、知財に充てる事になっていますが、大学全体の運営費交付金が減ってきている状況では、知財の経費を間接費からと言う主張はなかなか出来ない雰囲気があります。だから、間接経費には知財の費用が含まれているということ、改めて科研費であるとか、種々の競争的資金での経理、支出のチェックを行うなど、ウォッチングもやっていただければ、知財がちゃんと考慮された研究推進体制になってくるのではないかと思います。

簡単ですが、現場の声を含めて、意見を言わせていただきました。

【阿部会長】 ありがとうございました。

では、森下専門委員、お願いします。

【森下専門委員】 少し、研究者の方の立場からの話になるんですが、今、松重専門委員が言われた知財本部、TLOの自立化の問題というのは今後、非常に重要になってくるのではないかと考えております。

とりあえず、今、整備事業ということで進んでおりますけれども、評価委員の方でも見させてもらいましたけれども、余り先が見えないというか、この後、どう自立化するかというのは非常に大きな問題になるだろう。そこに関しては、やはりこれから、今回の話の中でも、ある程度の道筋というのは見せる必要があるのではないかという気がしております。

先ほどのお話の中にありましたような、間接経費の問題もですけれども、知財に回る回らないは別にして、研究者側から言うと、非常に間接経費の比率が高くなっておりまして、従来、1稼げばよかったものが、1.5を稼がないと同じだけの研究費が確保できない。ひどいところになると、五公五民の江戸時代の農民のようなところも出てきていまして、これは農民の側としては余りに搾取が過ぎるのではないか。それが、アメリカですと戻ってくるんですが、日本は戻ってこないの、一体、何のために稼いでいるのか、非常にわからない。なかなかよそへ逃げていくわけにはいきませんので、その辺り、是非、間接経費の中からという議論だけではなくて、少し別の仕組みも考えておく必要があるのではないかと考えております。

それから、かなり企業と大学の話が進んできたというお話が出ておりましたけれども、現場で見ていると、やはり息が合っていないというか、お互いに交渉事例が増えてきたので、かえって話が長くなって落としどころが見えないケースが増えているのではないか。間に入って、我々研究者が右往左往するケースがやはりかなり増えてきている。

正直、半年、1年経つと落ち着くのかなと思っていたんですが、現状、終わりが無い闘いをしているようなところがありまして、そここのところも余り落ち着いてきていないのではないか。そういう意味では、非常に難しい議論があるというのは理解しておりますけれども、そろそろある程度パターン化がされてないと、非常に現場としてはケース・バイ・ケースが多過ぎて、かえって苦勞があるという部分も出てきていると考えております。

3つ目の点として、創造・保護・活用というサイクルなんですが、やはり活用の部分をこれから重視していく必要があるのではないか。先ほどもお話がありましたように、量から質への変換というのはこれから必須でありますし、なかなかそここのところは今まで以上に想像力といいますか、クリエイティビティーが必要になりますので、やはり早い段階から活用に関しての施策というのを視野に入れて決めていく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

【阿部会長】 ありがとうございます。だんだん身につまされるような、そうですか、50%なんですか。

では、あと、ほかの方。稲蔭専門委員、どうぞ。

【稲蔭専門委員】 3点ございまして、今回のプレゼンテーションにもありましたけれども、産学連携を進めていく上で、大学は企業の下請でないというメッセージがありましたけれども、やはりいろいろな企業と話をさせていただくチャンスがある中で、ある一定の規模の企業は、学生が研究チームにいるという前提で考えた場合に、すなわち学生は安いから、ほかと共同研究をやるよりはここでやった方が安いという、安いからそこでやるんだというようなメンタリティーがまだまだ残っていると思うんです。

それはそうではなくて、ミッションが違い、ノウハウが違う者が集まって共同研究をやるという体制が本来ある姿だと思ひまして、勿論、そういう理解を示していただける企業も少なくはないわけですが、そういった部分をもう少しこういうペーパーから明確に発信をしていただくということが、やはり企業側のそういう一定の学生は安いというマインドを変えるということができるのではないかと。

その安くないという理由は、やはり今後、知財を機関で管理をしていくということになりますと、ある種、学生を雇用するということが必要になりますので、そういうことによって学生がフリーライダーにならないというような仕組みを考えると、やはりある一定の額のコストを負担していただきながら、共同で推進するということが必要だと思ひます。

2点目ですけれども、国際化という話が出ましたけれども、私の大学だけなのかもしれませんが、知財センターでいろいろ特許の話をするにつれ、国内特許の出願については非常に積極的なんですけれども、国際特許、海外出願になりますと、ちょっと様子を見てからということで、二の足を踏むという状況が少なくありません。

今後、国際競争力を考えますと、やはり国際特許というのはベースになるのではないかと考えますので、各大学の知財センターの国際特許という海外出願についての重要性を唱えていただければと思ひます。先ほど松重専門委員もおっしゃっていましたが、そういうことを整備することによって海外の企業とのコラボレーション、共同研究というものの数がもう少し増えてくるのではないかとと思ひます。

最後に、少し各論になりますけれども、私の分野のことについて、事前にも配布されていましたが、資料6の最後の参考資料にありましたけれども「コンテンツを活用した知的財産の創造及び活用」というのが緑色の「2005年5月知的財産戦略について」というところに盛り込まれておりますけれども、今回の各省庁の発表、あるいはこの資料の取組状況を見ましても、コンテンツにまつわるような部分での技術開発あるいは人材育成、産学連携の促進といった部分がまだまだ手薄だと思ひます。

考えてみると、数日前に閉幕しましたエコノミック・フォーラムのダボス会議でもデザインというのを非常に重要視されたワンセッションがありまして、今後『Business Week』にもありますけれども、デザインというのは非常に重要な位置づけで、デザインとコンテンツは非常に近い存在ですので、こういうある種クリエイティブなリソースとテクノロジーとの融合系というものに目を向けていただきたいということで盛り込んでいただければ

幸いです。

以上でございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。

コンテンツについては、知的財産戦略本部は大々的に扱っているんですが、総合科学技術会議はどちらかというと戦略本部の方に分担をしていただいている整理になっていることもあって、多分、各省が余り触れなかったのではないかと思います。ただ、先生おっしゃるようにまだまだなので、そこをがっちりやっていかなければいけないというのはそのとおりだと思いますので、荒井さんがおられますから。

では、ほかの方をお願いします。

本田専門委員、お願いします。

【本田専門委員】 私の方から、大きく分けて3点ございます。

まず、1点目は資料6の4ページの4.の(2)の で「今後の主要課題」として書かれている内容にも関係しているところなんです。この で書かれている前段の部分で「大学やTLOでは、事業化やライセンスに結びつく発明を優先して特許出願する傾向が強く」というのは、ある意味、喜ばしいことといえますが、市場の判断が、技術移転の経験を積んでいきますと、判断レベルがだんだん上がってきて、きちんと活用できるものを特許化しようという動きになっていることの表れかだと思います。この部分はいいことかとは思いますが、一方で、将来使われるかどうか、基本技術になるかどうかというような技術に関しましては、実際、どうしても目先の市場を追いかけてしまいますと、実際には管理の中から落ちてしまいがちであるというのが現状かだと思います。

一方で、重点推進分野ですとかそういう分野を決めまして、国として押し上げていく技術というのでも検討されているという情報が、実のところ、技術移転の現場にはなかなか届きにくい現状であるのではないかと考えています。

そういう意味で、ついつい目先の市場を追いかけてしまって、基本技術というのが落とされがちになっていて、そういうものに関しては、逆に国として知財の戦略というのをある程度立てていってサポートするような体制を取るべきではないかと考えております。1点目がその点です。

2点目に関しては、やはり今後、知財を活用していきますと、逆に紛争、返り血を浴びるのではないですけども、そういう場面というのがこれから増えてくる可能性があると考えております。

その紛争に対する対策としては、まず初めに大学間での紛争というのは、極力そういうことが起きないようにしていく必要があると思ひまして、どうしても特許化しよう、特許出願しよう。今までは、いろいろな評価の項目として特許出願件数というのが含まれていましたので、特許出願件数を増やそうという活動の中から、大学の先生たちは出願しようという、それで活用して、特許とは何ですかということ、他者を排除できる。ある意味、それを競争の道具として使おうと考えられる先生も、もしかしたらいらっしゃるかとは思ひ

ます。

そういう意味で、活用の場면을適切に説明していきませんと、使い方を間違えた活用が出てくるのではないかと考えておりますので、まず大学間で活用という、なぜ活用するのか、どういう場面で活用するのかというのを、大学内での適正なプロパテントのマインドではないですけれども、そういうのをまず植え付けた上で、例えば特許の円滑化ということをやっていきませんと、逆に大学が無法地帯になってしまう可能性がありますので、ちゃんとマインドを植え付けるということがまだ継続的に必要ではないかと考えております。

紛争に対する対策としては、起きてしまう前の未然防止という意味で、大学内での調査能力の向上ですとか、調査のサポート体制を国として取っていただきたいということと、あと技術マップというのは、ある意味紛争に対する対策にもなるのではないかと思いますので、是非そういうところは支援を強化していただければと思います。

実際起きてしまった後の紛争に対する対策としては、やはり弁理士、弁護士ではないですが、そういう方たちのサポートを強化していただきたいと思います。

あと、海外の出願というか、グローバルな視点での出願というのを増やしていただきたいという御意見があったかとは思いますが、一方で技術移転活動をしていますと、海外の出願というのはやはり費用がかかる。それに対する収益を回収できるかどうかというところで、なかなか海外出願に踏み切れないというケースがございます。

一方で、海外出願を支援してくださっている、そういう支援制度もあるんですが、例えば基本出願から6か月以内にその申請をしなくてはならないというような制度であったりというのがありまして、6か月の段階ではまだ市場のライセンサーを探するという活動に注力していて、見つければそちらの方と一緒に海外出願をしていきたいという意向もあって、6か月の段階で大体踏み切れないというのがあります。もう少し活用しやすい海外出願の支援制度というのがあれば、大学出願の中でも海外出願を採用していけるようなことあるのではないかと考えています。

以上、3点です。

【阿部会長】 ありがとうございます。

紛争につきましては、去年辺りから私ども非常に気にしているんですけれども、まだ皆さんの意識がそこまで来ていないところもあって、今、先生おっしゃったように、これから未然にいろんなことをやっていかなければいけないと思っています。

では、どうぞ、飯田専門委員お願いします。

【飯田専門委員】 私は、弁理士という立場で大学からの相談と、企業からの相談と、TLOからの相談を受けていますので3つの観点から意見を申し上げたいと思っています。

1つは、TLOと大学知財本部の住み分けが、今、非常に順調に進みつつあるのですけれども、問題は広域TLOの方の問題でして、まだ大学の方に知財本部がきちっとでき上がっていない大学についても、もうお金がないから出願の援助とかそういうサポートはできませんと言って断るTLOが出てきているという情報を得ております。これは非常にま

ずいことですので、是非、経済産業省の方でTLOの援助が何か、そういう施策を取っていただけると、もう少しうまくいくのかなという感じがしております。

住み分け分業がうまくいっているといいますのは、通常の場合ですと、市場調査と交渉相手方を探してくるという面でTLOの役割はかなり進んできていると思います。ただ、非常に努力されていることはわかっているのですが、まだまだ交渉能力がTLOの方にはまだ弱いところが見え隠れしておりますので、そういう方たちの人材養成も是非やっていただきたいということがあります。

2つ目は、大学の方からの問題としましては、先ほども出てきましたが、不実施補償の問題なのですが、不実施補償につきましては、本当に大学によりかなり対応が違っていきまして、大学の方がどちらかというと柔軟な対応になってきているかなという感じがします。企業側の方がむしろ硬直状態になっている部分も見え隠れしておりますので、両方で歩み寄っていただきたい。

不実施補償を、ライセンスを供与するのを禁止する補償というふうに考えていただかないといけないのかなと思っております。なぜかという、特許法の73条の問題がございますので、企業側が企業の防衛政策上、不実施を決め込んだときでも、大学側がよその企業に勝手に実施権を与えることができない。ということは、大学側が新しい研究資金を得ることができないということになりますので、その点だけを、法律を変えてしまいますとまたややこしい問題がおきますので、何かそこをうまく検討していくことがこれから必要かなと思っております。

3つ目は、グローバル化の話なのですが、小さい大学の場合ですと、ようやく知財についての意識づけが教職員の中に行き渡ったところですので、この段階ですべて、できるだけ外国出願をというお話をしますと、ではお金もないから出願するのはやめようとかというふうになってしまう傾向がございますので、今はモチベーションを高めるということで、ちょっと長い目で見ていただきたいという感じがします。特に、大学と地方公共団体についてはそれが言えるのかなと思います。

それと、こことは関係なくなるかもしれませんが、中小企業の場合も国内でしか生産しないものについては外国出願というのは無理かなという感じもしております。

以上です。よろしく申し上げます。

【阿部会長】 ありがとうございます。

では、横山専門委員、お願いします。

【横山専門委員】 幾つかございますけれども、まず最初は不実施補償の問題で、これは法律の条文で基本的に共有特許については、通常実施の場合は実施料を支払わなくていいというふうになっていることもあって、実際に研究機関と企業との共同研究契約の交渉に入るときに、入り口の議論で相当時間を費やしてしまうというのが現実ではないかと思っております。

今日のいろいろなところからの御報告の中にもあったように、例えば企業側ですと、基

本的に国費で行われた研究の成果は自由に使えるべきだというロジックとか、企業はリスクを取って実用化しているという言い方とか、あるいは研究機関の側ですと、やはりこれは必要経費をいただくということだったり、あるいは成功報酬的な意味で要求しているんだということがあって、かなりすれ違っているのが現実です。

ということもあって、本来的にはやはり双方が自由な契約という形に、これがデフォルトだという考え方に立たないと、なかなか入り口にすんなり入って本質の議論に行かないと思うので、できればネックになっている条文をうまく変えてしまうのが一番いいわけなので、そういうことをするか、あるいは解釈論のところをもう少ししっかり定めて、企業サイドの、特に知財関係の方が、最近は特にかたい態度に出られることが多くて、大学の中では比較的柔軟になっているというお話もありましたけれども、そういうところでもう少し統一見解的なものを出す必要があるのではないかという気がしています。

経産省の御報告の中に、大学、TLOの企業サイドからの評価ということで、評価の高いところもあるわけなのですが、実際にすばらしい活動をしていいところもあるかと思えますけれども、逆に言いますと、企業サイドの要求におもねっているがゆえに評価が高くなっているというのもあるのではないかという気がしてまして、そういうことで、やはり全体としてはまずいわけなので、もう一度見直しをしっかりとやっていただきたいという気がいたします。

もう一つは、共同研究でマッチングファンドをこれから充実していくというお話がございました。基本的には非常にいいことだと思っております、実際、産総研でも既に3~4年も実施して、量的には非常に成果を上げているわけなのですが、やはり問題点もいろいろ出てきておりまして、つい先ごろ見直しを図ったばかりであります。

具体的には、やはりマッチングというのはどうしても企業にとっては研究費が安易に水増しされるということで、研究者にとっては研究費そのものが増えるということで双方利害が一致していて、必ずしも本当のスポンサーにとってのリポードがない状態で、マッチングだけが独り歩きしているようなところがある。ですので、これからマッチングを強化していくのであれば、知的創造サイクルがきちっと回るように、具体的には、先ほどの不実施補償も含めて、やはり共有する知財というものに対して双方が果実をちゃんと取れるということが、担保されたものについてしっかりマッチングしていくんだという姿勢がないと、非常に安易な方向に行ってしまう危険性があると思っております。

それから、ちょっと長くなって恐縮ですが、もう一つはベンチャーで、これもどんどん育成していこうということで大いに結構だと思っております、既に1,000社を超えているわけでありまして、そろそろ新陳代謝が適切になされるべきだろう。そういう意味で、社会からもいろいろな批判も出てきているわけなので、そういう意味では玉石混交の中で石をむやみに長もちさせるようなやり方はよろしくないだろう。

もう一方で、いろいろな知財関係あるいは研究系の人材不足という、これから育てていかなくてはいけないということが指摘されているわけでありまして、そういうことを考え

ると、ベンチャーの中で、これは一つの経験を積んだ人材のストックであるわけですので、よい意味の失敗を経験した人たちを次の知財関係の人材に生かしていくようなチャンネルをしっかりと準備してあげれば、よく言えば安心して失敗できるベンチャーというのができるのではないかという気がいたします。ですので、少しむやみにベンチャーを増やそうということではなかろうかという気がします。

もう一つは、特に大学において共同研究をするとき、学生の立場というのはやはり非常に大きな問題でありまして、一つの側面としては、学生が研究開発に関わったときに、発明者としての権利とか共同研究における義務関係が非常に不明確になっている。

大半において、やはり教官の発明者としての創造性というのは大きいんだらうとは思いますがけれども、やはり我々が注目しなくてはいけないのは、次をリードするような非常に能力のある学生に対して発明者としての権利をしっかりと確保させて、自立的な研究が早い段階で始められるようにしてやることではないかという気がしております。そういうことを含めて、しっかりと体制を大学なり、研究機関なりで組んで、企業と協力していく必要があるのではないかという気がします。

ちょっと長くなってしまいましたので、これで終わります。

【阿部会長】 ありがとうございます。

では、渡部専門委員、お願いします。

【渡部専門委員】 全体的な話に関して申し上げます。今までの話を伺っていても、資料の話も聞いていても、基本的には権利基盤の確保はかなり進んで、活用のステージに入っている。その活用のステージについて取り扱うときには、今もお話がありましたが、大学の特許も、企業の特許も、ベンチャーも、数は増えてきているけれども、質の問題を扱わなければいけない。質の問題を扱うということは、制度・システムではなくて、マネージメントで対応していかないといけないことが多くなる。そのときの観点というのは、必要性ではなくて、効率性が非常に重要だと。恐らく、そういうようなことだと思います。

そういう観点で現場の問題を見ていこうとしますと、幾つかの困難に遭遇します。具体的に、例えば1つは、同じ知的財産あるいは特許制度といっても、例えば技術の分野、産業の分野によって働き方が異なります。ライフサイエンスとナノテクという分野で、ある意味では全然働き方が異なってくるため、対応が異なってきます。こういうことについて、どういう整理をして、どういうふうにまとめていくかというのが一つの課題、困難だと思います。

2番目に、マネージメントの問題を扱っていく。これは例えば、今の人材育成戦略というのは、少し中長期的な施策だと思いますけれども究極のマネージメントの対策ですが他のこれも含めて、制度で対応するような強制力がない。ツールの使い方を上手に行う必要がある。例えば、ガイドラインをつくりましょうといっても、これは普通は強制力がない形でありますから、非常に事細かに決めても、それがそのまま実現されるということではなくて、むしろどれだけそのガイドラインが広まるかということのために内容も決まってくる。

ここは総合科学技術会議ですから、科学技術者のコミュニティーの中に広がるかということが重要であって、そういう視点でガイドラインなども設計をしていかないといけないということだと思えます。

それから、コミュニティーに広がるためにということで、知的財産の問題というのはなかなか用語が難しい。私も69条だとかを言ってしまうと、それは一般的になかなかぱっとわからない。もう少しわかりやすくいろんなことを表現してまとめていかないといけないのではないかなというように感じます。

最後にマネジメントに関しても、マクロなデータは結構いっぱいいろんなものがアクセスできるんですけども、マネジメントとかそういうことに関してのミクロなデータは意外にないんです。そういうデータをいかにして集めて、それをもとにして議論していくかというようなことが大切ではないかと思えます。個別の課題のときに、そういうことを留意しながら議論をしていく必要があるのではないかと思いました。

感想みたいなものでございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。

そろそろ時間が迫ってまいりましたが、議員の方では是非御発言されたいという方はおられますか。よろしいですか。

それでは、事務局から秋元専門委員の資料の紹介をしてください。

【事務局】 お手元に配布しております資料13でございます。本日御欠席の秋元専門委員からいただいた資料でございます。

ポイントを言いますと、文章中の4行目のところでございますけれども、資料6に関し、今後の具体的施策として「ライフサイエンス分野における遺伝子を中心とするリサーチツール特許の円滑化」と「先端医療技術の特許保護のあり方」に関する特許問題が記載されていないけれども、この問題は非常に重要であるので、今後の主要課題として取り上げ、引き続き検討していただきますようお願いいたします。こういう趣旨でございます。

以上です。

【阿部会長】 ありがとうございます。

そろそろ時間ですが、何か是非、もう一言という方は、よろしいですか。

それでは、本日は大変限られた時間の中で御議論をいただきましたけれども、次回も、この3年のレビューについての今後取り組むべき課題について引き続き検討をお願いしたいと考えております。

事務局は、今日の意見も踏まえて、案を修正してもらう必要がございますが、なお、次回に向けて、専門委員の先生方には事前に御相談をいたしますので、よろしく御協力のほどをお願いいたします。

なお、本日の会議資料につきましては公開の取扱いとさせていただきますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

【阿部会長】 それでは、そうさせていただきます。

では、以上をもちまして本日の専門調査会は終了させていただきますが、次回は2月8日水曜日 13時～15時、このビルの4階の共用第2特別会議室で開催いたします。

お忙しいところ、どうもありがとうございました。